

健全化判断比率及び資金不足比率の内容

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

＜実質赤字額＞＝繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額

※一般会計等

一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計、土地区画整理組合貸付金特別会計、墓地公園整備事業特別会計、用地先行取得特別会計、公債特別会計

※標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

＜連結実質赤字額＞＝{実質赤字額(企業会計以外)＋資金不足額(企業会計)}
－{実質黒字額(企業会計以外)＋資金剰余額(企業会計)}

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

＜準元利償還金＞1から5までの合計額

- 1 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- 2 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- 3 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- 4 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- 5 一時借入金の利子

※基準財政需要額

普通交付税の算定基礎となるもので、標準的な行政を合理的水準で実施した場合必要とされる一般財源額

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

＜将来負担額＞1から10までの合計額

- 1 一般会計等の地方債現在高
- 2 債務負担行為に基づく支出予定額
- 3 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- 4 一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる一般会計等の負担見込額
- 5 一般会計等が負担する退職手当支給予定額
- 6 地方道路公社、土地開発公社及び地方独立行政法人の負債の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- 7 受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- 8 第三セクター等に係る損失補償額及び特定短期貸付金等の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- 9 連結実質赤字額
- 10 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

＜充当可能基金額＞1から8までの償還額等に充てることができる基金

$$\text{⑤資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

＜資金不足額＞

法適用企業＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるための地方債現在高－流動資産)
－解消可能資金不足額

法非適用企業＝(実質赤字額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるための地方債現在高)
－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる場合等において、資金不足額から控除する一定の額

＜事業の規模＞

法適用企業＝営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額